令和４年

福島県警察 政策評価

福島県警察シンボルマスコットキャラクター
「ふくぼうしくん」 「ふくぼうしさん」

福島県警察本部

□ 政策評価の目的

県警察における政策評価は、県民の視点に立ち、適正かつ効果的に警察行政を推進するとともに、警察行政の透明性を確保し、県民の理解と協力を得て、警察行政の更なる充実・強化を図ることを目的としています。

□ 政策評価の対象期間

令和４年１月１日から12月31日までの１年間

令和４年　政策評価の対象施策

重点目標１　県民の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進　・・・・・・・・・・・１

重点目標２　街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保　・・・・・・・５

重点目標３　県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進・・・８

重点目標４　総合的な交通事故防止対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・11

重点目標５　大規模災害対策の推進とテロの未然防止　・・・・・・・・・・・・15

重点目標６　サイバー空間の脅威への的確な対処　・・・・・・・・・・・・・・・19

重点目標７　県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり　・・・22

重点目標１　県民の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進

【総評】

なりすまし詐欺の被害実態を把握・分析し、POLICEメールふくしま等の広報媒体を通じて広報するとともに、なりすまし詐欺の予兆電話を受けた際に親族等に相談することを幅広い世代に働き掛けた。また、犯人からの電話を直接受けないための留守番電話の設定等の有効性を広めたほか、金融機関、コンビニエンスストアにおける水際対策を推進した。

子供・女性・高齢者等が被害者となり得る人身安全関連事案について、組織的に連携して対応し、被害者保護を最優先とした対応を行った。

少年の非行防止に資する街頭補導活動や少年の居場所づくり活動を実施するとともに、福祉犯事件の取締り強化、被害防止を目的とした情報モラル教室を開催した。

生活環境を脅かす事犯として、商標法違反事件や著作権法違反事件、風営適正化法違反事件等を検挙するとともに、金融機関に対する口座凍結依頼を行うなど、犯行ツール対策を実施した。

許可等事務について、厳正な審査と適正な行政処分により、不適格者を排除するとともに、営業等の適正化を期すため、関係機関と連携した立入検査や各種講習会を通じた指導等を行った。

重点推進事項１　なりすまし詐欺被害防止対策の推進

【取組結果】

○　効果的な広報啓発活動の推進

・　被害発生情報、最新の手口と対策等について、POLICEメールふくしま等を活用しタイムリーに広報した。（令和４年12月末現在POLICEメールふくしま登録数：70,975件）

・　幅広い世代に対して高い発信力を有する杉良太郎警察庁特別防犯対策監をはじめ著名人による広報啓発活動を実施した。

・　なりすまし詐欺の予兆情報認知時には、POLICEメールふくしま等を活用して迅速に注意喚起のための情報を発信したほか、民放ラジオ局によるスポット広報を実施した。（令和４年12月末現在POLICEメールふくしま発信数：4,703件）

○　犯人と被害者の接触を遮断する対策の推進

・　犯人からの電話を直接受けないようにするため、固定電話を留守番電話に設定することの有効性について周知するとともに、警告機能付電話録音装置の無償貸出を行った。（令和４年12月末現在貸出数：1,047台）

○　関係機関・団体との連携

・　金融機関やコンビニエンスストア等と連携して水際対策を推進した。（未然防止数：97件）

・　県内の金融機関と連携して「ストップ！ATMでの携帯通話」運動を継続実施し、ATMコーナーでの携帯電話の通話を控えるよう周知するなど、還付金詐欺等の被害

防止に努めた。
・　防犯ボランティア団体、自治体、金融機関、老人クラブ、企業等が加入する「なりすまし詐欺防止ネットワーク」を活用し、被害情報の共有、注意喚起を実施した。（加入数：250組織）
・　県内のドラッグストアチェーン等が加盟する「ストアセキュリティふくしまネットワーク」と連携し、なりすまし詐欺被害防止対策に加え、外国人犯人グループ等による化粧品等を対象とした組織的大量万引き（爆盗）事件に関する情報提供を行い、被害の未然防止、拡大防止を推進した。（加盟店舗数：1,498店舗、情報提供数：28回）

重点推進事項２	子供・女性・高齢者等の安全を確保するための取組の推進

【取組結果】
○　人身安全関連事案等に対する迅速かつ的確な対処
・　署長及び本部への速報を徹底し、生活安全部門と刑事部門等が連携して組織的に危険性・切迫性の判断を行い、必要に応じて本部員を派遣するなど迅速かつ的確に対処した。
・　被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる場合には、安全な場所に避難させるとともに、110番通信システムへの登録、防犯カメラの設置、防犯機器の貸与、身辺警戒等の措置を行うなど、被害者等の保護を徹底した。
・　ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置を積極的かつ迅速に実施したほか、ストーカー・DV事案においては各種法令を駆使して検挙を徹底した。（ストーカー事案関連の検挙件数：25件、DV事案関連の検挙件数：82件）
・　未成年者被害の誘拐事件等に発展するおそれのある行方不明事案について、首都圏をはじめ全国に捜査員を派遣し、対象者の発見、保護活動を実施した。
・　福島県女性のための相談支援センター及び福島保護観察所と情報交換を行うなど、関係機関との連携強化に努めた。
○　虐待事案への迅速・的確な対応の推進
・　各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、発見時における警察署と本部関係部門間の情報共有により危険性を組織的に判断し、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底した。
・　警察が児童虐待事案を認知した場合は、児童相談所等への照会を確実に実施して事実関係を確認し、虐待又はその疑いが認められた児童を速やかに児童相談所に通告した。（通告数：1,485人）
・　県内全ての児童相談所に警察官等を派遣し、児童相談所との連携・情報共有を円滑に行い、各種事案に連携して対応した。
○　子供・女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進
・　こどもや女性に対する性犯罪やその前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案を認知した場合は、先制・予防的活動を積極的に行って行為者を特定し、指導・警告等の措置を講じた。
・　前兆事案等の発生状況や自主防犯活動の促進に資する防犯対策上のポイント等について、各種媒体を活用して広報啓発を実施した。（実施数：12回）

・　政府策定の「登下校防犯プラン」に基づき、通学路の危険箇所における重点的なパトロールを実施したほか、学校、保護者、防犯ボランティア等と連携し、通学路や集団登校の集合場所、スクールバスの乗降場所等における警戒・見守り活動を強化するなど、通学路等におけるこどもの安全確保に努めた。
・　「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」等と連携し、事業者等が日常の事業活動を行いながら、防犯の視点を持って通学路等の見守りを行う「ながら見守り」を促進した。(加入会員数：県内の107企業・団体)

重点推進事項３	少年の非行防止・保護総合対策の推進

【取組結果】
○　非行少年を生まない社会づくりの推進
・　各地域の非行実態に即した街頭補導活動を実施し、喫煙や深夜はいかい等を行う不良行為少年を補導した。
・　少年の非行防止のため、地域住民や少年警察ボランティア等と連携して食育体験や農業体験等を通じた少年の居場所づくり活動を実施した。(実施数：40回)
・　少年の非行防止、犯罪被害防止のため、学校等において、少年や保護者、学校関係者を対象とした非行防止教室、防犯教室を実施した。(非行防止教室：418回、防犯教室：614回)
○　福祉犯事件の取締り強化と被害防止対策の推進
・　児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件等、少年の福祉を害する事犯の取締りと検挙を徹底した。(検挙数：73件、60人)
・　自らの裸を撮影した画像をSNS等を通じて他者に送信する等、児童ポルノ等の被害者となる少年が後を絶たないことから、Twitterを活用した広報啓発のほか、学校等関係機関と連携して情報モラル教室を開催した。(Twitter発信数：347回、情報モラル教室開催数：441回)

重点推進事項４	生活環境を脅かす事犯や生活経済事犯対策の推進

【取組結果】
○　生活経済事犯の取締りの推進
・　多数の偽ブランド品を販売譲渡のために所持した商標法違反、著作権者の許諾を得ていないキャラクター商品を販売して頒布した著作権法違反等の事件を検挙した。(検挙数：100件、66人)
○　環境事犯の取締りの推進
・　繁華街の違法性風俗店による風営適正化法違反のほか、建設作業員による売春防止法違反、悪質な客引きに対する客引き条例違反等の事件を検挙した。(検挙数：14件、13人)
・　建設業者による産業廃棄物の不法投棄等の廃棄物処理法違反事件を検挙した。(検挙数：46件、55人)
○　犯行ツール対策の推進
・　犯行利用の疑いのある預貯金口座や携帯電話等について、金融機関に対する口座

凍結依頼や携帯電話会社に対する契約者確認要求等を徹底した。

重点推進事項５	厳正な許可等事務の推進

【取組結果】

○　厳格かつ適正な許可行政の推進

・　警備業法に違反した警備業者、風俗営業関係法令に違反した風俗営業者に対して、行政処分を行った。（処分数：警備業法違反１件、風俗営業関係法令違反：３件）

・　各警察署において消防署及び地方振興局等と連携し、火薬庫の立入り及び危険物運搬車両に対する指導取締りを実施した。

○　不適正事案の絶無

・　警備業者、古物営業者、風俗営業者及び猟銃等所持者に対して、それぞれの講習会において法令遵守の重要性等について指導した。（講習会実施数：70回）

・　許可等事務の担当者を対象とした研修会を開催したほか、各種機会を捉えた指導を実施した。

重点目標２　街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保

【総評】

巡回連絡やパトロール等、事件事故を防止するための活動を実施するとともに、犯罪を検挙するため不審者に対する徹底的な職務質問等を実施するなど、地域の安全と安心を確保するための街頭活動を推進した。

また、緊急事案を認知した際は、犯人の早期検挙と被害の拡大防止のため、通信指令室による一元的指揮を徹底するとともに、各種システムの効果的な活用により迅速・的確な初動警察活動を実施した。

さらに、治安に関する県民の身近な不安を解消するため、地域住民からの意見・要望等を把握し、問題解決に向けた活動を推進するとともに、広報紙等により地域安全情報を積極的に発信した。

このほか、若手をはじめとした地域警察官の実務能力の向上や交番等における安全対策の推進など、力強い地域警察の確立に向けた活動を実施した。

重点推進事項１　事件事故の抑止と検挙のための街頭活動の推進

【取組結果】

○　地域の実態に即した街頭活動の推進による県民の安心感の醸成

・　受持区担当警察官による巡回連絡をはじめ、事件事故の発生が多い場所や時間帯におけるパトロールを通じた実態把握等、地域の実態に即した効果的な街頭活動を推進した。

○　積極的な職務質問の励行

・　犯罪の未然防止と検挙のため、立番やパトロールの際、不審者等に対する積極的な声掛けと徹底した職務質問・所持品検査を実施した。

○　鉄道施設等における街頭活動の推進

・　近年増加する鉄道施設及び鉄道利用者に対する犯罪を防止するため、鉄道警察隊と警察署が連携し、通勤・通学時間帯の改札口等での警戒をはじめ、新幹線及び在来線列車におけるパトロール、鉄道関連施設等の警戒を実施した。

・　鉄道事業者と連携し、無差別殺傷事件を想定した事案対処訓練や避難誘導訓練、人身事故対処訓練、防災訓練、護身術訓練等を実施した。

○　避難指示解除区域等における安全・安心の確保

・　避難指示解除区域等において、見せるパトロール活動、ミニ検問を実施したほか、登下校時間帯における見守り活動、居住世帯に対する巡回連絡及び不在世帯へのパトロールカードの配布等を実施した。

・　避難指示解除前に立入規制が緩和される区域において、自治体等と連携した合同パトロール活動や不審者に対する職務質問等を実施した。

・　東日本大震災後、活動を停止していた地域ボランティア組織（双葉警察署広野防犯連絡会・同署川内村防犯連絡所連絡会）を再構築し、住民等の意見・要望の把握

により帰還者の不安感を払拭するなど、地域防犯力の向上に努めた。

重点推進事項２	迅速・的確な初動警察活動の推進

【取組結果】

○　事件事故認知時の迅速・的確な対応

・　緊急事案認知時は、通信指令室に情報を集約し、一元的指揮を徹底するとともに、主管部門と連携した対応を実施したほか、重大事件等に発展するおそれがある場合には、迅速・的確かつ躊躇(ちゅうちょ)なく緊急配備等を発令した。

・　１月10日の「110番の日」における適切な110番利用呼び掛けと警察相談専用電話「＃9110」番利用の広報を実施した。(110番総受理数：11万314件、前年比＋１万6,571件)

○　警察機動力及び各種システムの効果的運用

・　沿海区域及び猪苗代湖における犯罪・事故抑止のため、警戒・警ら等を実施した。（沿海区域：166回、猪苗代湖水域：56回）

・　令和４年10月１日から試行を開始した110番映像通報システムについて、報道機関、県警察ホームページ及びYouTubeチャンネルを通じて広報を実施するとともに、各種事件等の早期解決に活用した。

・　高度警察情報通信基盤システム(ＰⅢ※)の効果的活用のため、恒常的な訓練を実施した。

※　ＰⅢ～Police Integrated Info-communication Infrastructureの略。画像・映像伝送機能、グループ通信機能等を利用できるほか、訪日外国人との円滑な意思疎通を支援するため、多言語翻訳機能を導入している。

○　通信指令技能の向上

・　警察官採用時における通信指令技能向上のための研修や通信指令技能検定の実施等、通信指令技能の指導体制の確立と通信指令技能指導員等による研修・訓練を実施した。

・　広域緊急配備訓練や重要凶悪事件を想定した初動対応訓練等、県民に危害の及ぶおそれのある事案の対処能力向上を目的として実戦的訓練を実施した。

○　事案対応能力の向上

・　山岳遭難の発生に備え、山岳遭難救助隊（８署１隊により編成の213人）を編成し、技能指導官を派遣しての山岳遭難救助訓練等を実施するとともに、各地区山岳遭難対策協議会や地元消防等の関係機関・団体と連携した訓練を実施した。

・　山岳遭難発生時の迅速・的確な救助活動の技術向上に向け、恒常的に警察用航空機によるホイスト救助訓練を実施した。(山岳遭難発生数：74件、うち警察用航空機出動12件、７人救助)

・　水難及びプレジャーモーターボート事故発生時において、警察用船舶での沿海区域、猪苗代湖水域の捜索救助活動を実施した。(沿海区域：４回、猪苗代湖水域：16回)

○　水難・山岳遭難防止対策の推進

・　関係機関・団体と連携し、登山道の点検・整備や海・湖水浴場開設に伴う安全対策について、現地において登山者や遊泳者及びプレジャーモーターボート利用者に対し指導するとともに、ラジオ等を活用した広報啓発活動を実施した。

・　本部と警察署が連携し、夏期シーズン中における海・湖水浴場の警戒活動を実施した。

・　警察署、交番・駐在所を通じて、教育機関等を介し、学生・児童等に対する水難防止指導を実施した。
・　水難・山岳遭難が発生した場合は、海上保安庁、県消防防災航空隊、自治体、消防及び各地区山岳遭難対策協議会等と連携して対応した。

○　組織的な雑踏事故防止対策の推進
・　多数の人出が予想される祭礼、イベント等については、主催者と連携した雑踏警備を実施し、雑踏事故を未然に防止した。（雑踏警備実施数：1,801件、従事警察官数：延べ5,683人）

重点推進事項３	地域に密着した活動の推進

【取組結果】

○　地域ボランティアの活性化
・　地域住民と地域の治安に関する問題等について協議したり意見等を把握する「交番・駐在所連絡協議会」等の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止に配意し、書面開催とするなどして対応した。

○　地域の問題解決活動の推進
・　巡回連絡をはじめ各種警察活動を通じて地域住民の意見・要望を把握し、警察として必要な措置を講じたほか、自治体、ボランティア等と連携し、問題解決活動を実施した。

○　効果的かつ迅速な情報発信活動の推進
・　地域の事件・事故の発生状況や警察からのお知らせを掲載した「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」を適時発行し、犯罪の被害防止や交通事故防止に関する情報を発信した。（ミニ広報紙発行：1,403回、交番速報発行：551回）

重点推進事項４	力強い地域警察の確立

【取組結果】

○　地域警察官の実務能力の向上
・　若手地域警察官の早期戦力化を目的として、本部と警察署が連携して育成プログラムを推進し、研修や訓練を実施したほか、一定期間を設定し、実践を通じながら地域警察官として必要とされる基礎的な実務能力の向上に努めた。
・　職務質問技能に関する研修や指導等を実施するなど、職務質問について体系的、段階的な技能向上のための取組を推進した。

○　交番・駐在所における安全対策の推進
・　交番等における防犯カメラの増設のほか、机上小楯、防犯ミラーの設置等、施設のセキュリティ対策を実施した。特に、特定復興再生拠点区域における避難指示解除に伴って運用を再開した双葉駐在所等において、防犯カメラの設置をはじめとするセキュリティ強化を実施した。
・　全ての交番・駐在所において襲撃事案を想定した対処訓練を実施したほか、駐在所勤務員の配偶者に対して身の安全を確保するための訓練を恒常的に実施した。

重点目標３　県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

【総評】

迅速な初動捜査や綿密な鑑識活動等を推進し、殺人や強盗等の重要犯罪、空き巣等の窃盗犯の検挙を徹底したほか、不審者に対する職務質問等により特殊詐欺事件や自治体職員等による贈収賄事件等の知能犯を検挙した。

また、暴力団幹部等を検挙するとともに、関係機関・団体等と連携し、各種暴力団排除対策を推進したほか、薬物の末端乱用者の徹底検挙と突き上げ捜査により、密売ルートの一部を壊滅させた。

さらに、迅速・的確な現場保存と徹底した鑑識活動により証拠資料を収集して正確・効率的な鑑定業務を推進し、犯人の割り出しや犯行の裏付け等に活用した。

このほか、各種研修等を実施して、取調べの録音・録画制度の適正な運用、捜査指揮官の指揮能力向上と若手捜査員の捜査能力向上に努めた。

重点推進事項１　重要犯罪、窃盗犯等の徹底検挙

【取組結果】

○　総合力を発揮した重要犯罪等捜査の推進

・　殺人や強盗等重要犯罪の認知時における迅速な初動捜査、綿密な鑑識活動及び的確な客観証拠の収集等を徹底し、認知件数88件（前年比＋38件）に対して、70件（前年比＋24件）を検挙した。（検挙数：殺人８件、強盗７件、放火３件等）

○　組織的かつ効果的な窃盗犯捜査の推進

・　窃盗犯の認知時における基本捜査や鑑識活動の徹底、広域窃盗事件に対する綿密な分析や他県警察との合同捜査を積極的に推進し、認知件数4,955件（前年比＋381件）に対し、2,324件（前年比＋110件）を検挙した。

・　侵入窃盗や自動車盗等重要窃盗犯について、広域窃盗被疑者による多額窃盗事件や窃盗の常習被疑者の検挙等により、認知件数825件（前年比－150件）に対し、597件（前年比－44件）を検挙した。

○　適正な死体取扱業務の推進

・　死体取扱件数3,109件（前年比＋389件）のうち、本部検視官（検視を専門とする幹部職員）が臨場した件数は2,906件で、臨場率93.5％（前年比－0.9ポイント）であった。

・　検視においては、警察署と本部検視官が緊密に連携し、綿密な現場観察や死体観察、各種検査の積極的な活用などによる死因究明を徹底し、事件性の有無を適正に判断した。

重点推進事項２　重要知能犯罪等の徹底検挙

【取組結果】

○　政治・行政をめぐる重要知能犯罪の捜査強化
・　贈収賄事件等の構造的不正に関する情報収集を推進し、元田村市職員等による贈収賄事件を検挙したほか、自治体職員による児童扶養手当の多額不正受給詐欺事件等を検挙した。
・　参議院議員通常選挙や福島県知事選挙等における厳正公平な選挙違反取締りを行った。
○　経済をめぐる不正事犯の捜査強化
・　社会的反響の大きい経済的不正事犯や新型コロナウイルス感染症に関連した給付金の不正受給事案等の捜査を徹底し、持続化給付金詐欺事件や企業倒産に伴い発覚した巨額詐欺事件等を検挙した。

重点推進事項３	暴力団等組織犯罪対策の推進と特殊詐欺事件の徹底検挙

【取組結果】
○　戦略的な暴力団等組織犯罪対策の推進
・　暴力団等の犯罪組織の弱体化を図るため、組織実態の解明とあらゆる捜査手法を駆使した取締りを戦略的に推進し、暴力団首領による恐喝事件等により暴力団員等61人（前年比－４人）を検挙した。
○　総合的な暴力団排除対策の推進
・　復興関連事業等から暴力団を徹底して排除するため、暴排パトロールを強化した。
・　関係機関・団体と連携した暴力団排除活動を推進し、複数の事業者にみかじめ料の支払いや正月用飾り物の購入を求めるなどの不当要求をした住吉会系暴力団員２人に対する再発防止命令等、再発防止命令２件（前年比＋２件）、中止命令４件（前年比－１件）の行政命令を発出した。
○　特殊詐欺事件の戦略的な取締りの徹底
・　特殊詐欺事件については、不審者に対する職務質問や綿密な鑑識活動等の被疑者検挙に向けた各種捜査活動を推進し、認知件数104件、被害総額２億4,071万円（前年比－14件、－2,625万円）に対し、30件、10人（前年比－５件、－10人）を検挙した。
・　特殊詐欺を助長する犯罪（※）については、特殊詐欺に悪用された預貯金口座の開設に係る詐欺事件や通帳・キャッシュカード等の不正売買に係る犯罪の捜査を推進し、77件、42人（前年比＋31件、＋18人）を検挙した。
※　特殊詐欺を助長する犯罪～預貯金通帳等の不正取得、携帯電話機の不正入手や不正利用など特殊詐欺事件を助長する犯罪
○　薬物銃器犯罪対策の推進
・　薬物の末端乱用者の徹底検挙と突き上げ捜査により、組織的な薬物密売事件を検挙し、密売ルートの一部を壊滅させた。
・　全国的に若年層の検挙者の占める割合が高い大麻事犯等薬物事犯について、80人を検挙した。（検挙数：覚醒剤事犯46人、大麻事犯29人、麻薬及び向精神薬事犯５人）
・　郡山市内において発生した拳銃発砲事件では、被疑者１人を逮捕して拳銃１丁を押収し、けん銃入手先関係場所等に対する捜索を実施した。

・　遺品拳銃（旧軍用拳銃等の総称）に関する情報提供について、テレビや新聞を活用して広報した結果、遺品拳銃２丁を押収した。

○　国際犯罪組織対策の推進

・　外国人による犯罪の実態把握、分析により、傷害、窃盗及び器物損壊等の被疑者として、90件23人（前年比＋29件、－22人）の外国人を検挙した。

・　外国人による犯罪に的確に対応するため、部内通訳については７言語（韓国語、北京語、英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、インドネシア語）、部外通訳については５言語（ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ヒンディ語、シンハラ語）を新たに登録し、合計26言語に対応可能な通訳体制を構築した。

重点推進事項４	鑑識活動の徹底と科学技術の活用

【取組結果】

○　客観証拠収集のための現場鑑識活動及び証拠保全措置の徹底

・　各種事件現場において、迅速・的確な現場保存と徹底した現場鑑識活動により客観証拠になり得る各種資料を採取した。

・　鑑識担当者や地域警察官に対する巡回指導、研修を実施した。

○　正確かつ迅速な鑑定の推進

・　各警察署からの多様な鑑定嘱託に対して、ＤＮＡ型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定及びポリグラフ検査等により正確・迅速な鑑定を実施し、犯人の割り出しや犯行の裏付け等に活用した。

・　全警察署の担当者等を対象とした教養、意見交換を実施し、正確かつ効率的な鑑定を推進した。

○　鑑定の高度化に向けた研究等の推進

・　新たな鑑定技術等の研究・開発に取り組み、その成果を各種学会等で発表した。

重点推進事項５	適正捜査の推進と捜査基盤の充実

○　取調べの録音・録画制度等への対応

・　取調べの録音・録画に関する研修について、具体的事例を想定した内容にするなど充実させたほか、取調べの指導者を対象とした研修会を開催した。

○　組織的な捜査管理の徹底

・　捜査幹部による緻密かつ適正な捜査指揮により適正捜査を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、捜査員や被疑者等の感染防止に努めた。

○　捜査基盤の充実に向けた取組の推進

・　捜査指揮官に対する研修、経験豊富な捜査員による若手捜査員への実戦的な指導、捜査未経験者に対する実務研修、取調べ等に関する研修を行った。

重点目標４　総合的な交通事故防止対策の推進

【総評】

関係機関・団体等と連携し、地域と一体となった交通安全活動を推進するとともに、交通事故分析に基づく交通指導取締りの強化、交通情勢の変化に応じた交通規制と交通安全施設の整備等の交通事故防止対策を推進した結果、令和４年中の交通事故の発生件数、死者数、傷者数はいずれも前年より減少した。とりわけ死者数(47人)については、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最少となった。

また、いわき市における交通事故偽装による保険金詐欺事件や福島市で発生した死亡ひき逃げ事件を検挙したほか、危険運転致傷事件や重大交通事故に対して、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進した。

重点推進事項１　重大交通事故防止対策の推進

【取組結果】

○　地域と一体となった交通安全活動の推進

・　県内418校、14,744人の小学６年生を「家庭の交通安全推進員」に委嘱したほか、地元ラジオ局のアナウンサー23人を「交通安全サポーター」に委嘱し、交通安全に関する情報を広く発信した。

・　夜間の交通事故防止対策として、関係機関・団体と連携し「ピカッと・カチッと大作戦」、薬局等における反射材用品の配布等を展開し、歩行者と運転者に対する広報啓発活動を実施した。

○　高齢者の交通事故防止対策の推進

・　高齢歩行者対策として、歩行者シミュレータ等を活用した交通安全教育を実施した。(実施数：150回、2,497人)

・　高齢者交通安全指導隊等と連携し、高齢者19,923人に対して個別訪問活動による交通安全指導を実施した。

・　高齢運転者対策として、危険予測トレーニング装置等を活用した講習を実施した。(実施数：157回、1,757人)

・　ペダルの踏み間違い時における加速抑制機能等を備えた安全運転サポート車を活用した講習を実施した。(実施数：９回、235人)

○　歩行者・自転車の交通事故防止対策の推進

・　歩行者や自転車の交通事故防止対策として、各年齢層に応じた交通安全教育を実施した。(実施数：1,158回、92,895人)

・　歩行者シミュレータや自転車シミュレータ等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育を実施した。(実施数：478回、26,806人)

・　横断歩行者保護の模範となる「モデル横断歩道」を指定し、登下校時間帯の見守り活動や交通指導取締等横断歩行者の安全を確保する取組を実施した。(指定数：92か所)

・　スタントマンが交通事故等を再現し、疑似体験させるスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育を関係機関と合同で実施した。(実施数：７回、2,052人)
・　自転車利用が多い外国人技能実習生等を主な対象として、自転車用ＶＲシミュレーションを活用した交通安全教室を開催した。(実施数：26回、750人)
・　自転車利用者のヘルメット着用を推進するため、県内の私立高等学校を自転車用ヘルメット着用推進モデル校に指定し、自転車通学の生徒42人に対して関係機関・団体とともに自転車用ヘルメットを寄贈し、自転車利用時のヘルメット着用と広報啓発を実施した。

○　多角的な交通事故の分析及び分析成果の活用
・　各警察署ごとの交通事故発生状況分析結果に基づき、発生の多い時間帯、路線、交差点等に重点を指向した効果的な街頭活動を推進した。
・　交通事故情報公開システムにより、発生した交通事故の場所や傾向などの情報を県警ホームページ上に「交通事故発生情報マップ」として継続的に公開した。

重点推進事項２	安全で快適な道路交通環境の整備

【取組結果】

○　交通安全施設等の整備・充実
・　交通事故の発生状況等から必要性を検討し信号機20基新設するとともに26基廃止移設した。
・　老朽化した交通安全施設について、信号制御機327基、信号灯器1,320灯を計画的に更新した。
・　震災からの復興に資するため、信号機や横断歩道等の整備を推進した。(令和５年３月末までの整備見込み：信号機新設４基、横断歩道標示更新1,555か所)

○　効果的な交通規制等の推進
・　道路の新設・改良、交通実態の変化や住民の要望を踏まえ、新たに一時停止171か所、横断歩道126か所を規制するなど効果的な交通規制を実施した。

○　生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備
・　最高速度30km/hの区域規制と路面を隆起させるハンプ等物理的デバイス設置による新たな生活道路安全施策「ゾーン30プラス」の整備に向け、道路管理者との検討を実施した。
・　歩行者・自転車・自動車が適切に分離された道路交通を実現するため、普通自転車専用通行帯４か所等、自転車関連の交通規制を新たに実施した。
・　通学路における安全確保のため、小学校通学路を中心に横断歩道標示の更新工事を3,817か所実施した。

○　災害に備えた交通対策の推進
・　災害に伴う大規模停電時においても安全で円滑な交通流を確保するため、停電時の電力供給源となる信号機電源付加装置を48基（自動起動式11基、リチウム電池式37基）更新整備するとともに、大規模停電時の対応力強化に向けた新たな取組として常設型発動発電機ボックスを設置した。
・　災害応急対策車両通行の円滑化、大規模停電時の信号機滅灯への対応能力向上に資する県内全域を訓練場所とした大規模な道路緊急点検訓練を実施した。

重点推進事項３　悪質・危険運転の根絶

【取組結果】

○　交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

・　飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締りを徹底した。

・　重大事故に直結するおそれのある取締りを強化し、特に、横断歩行者妨害、速度超過、シートベルト非着用及び交差点関連違反に対する取締りを徹底した。

主な交通違反の取締り件数（令和４年）	違反種別	無免許運転	飲酒運転	速度超過	信号無視	一時不停止	横断歩行者妨害
	取締り件数	176 件	307 件	22,512 件	7,063 件	19,020 件	3,881 件
	前年比	-40 件	12 件	856 件	-1,348 件	-720 件	20 件

○　適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進

・　死亡、重傷事故のうち、ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件、事故原因の究明が困難な事件等に交通事故事件捜査統括官が臨場し、現場における捜査指揮を行った。

・　交通事故鑑識官が積極的に現場臨場し、実況見分や鑑識活動において、物理的、工学的知見から捜査に対する助言・指導を行い適正捜査及び科学的証拠保全対策を実施した。

・　被害者連絡調整官等を中心に、支援団体等の活用も含めた組織的かつ適切な交通事故被害者等の支援を実施するとともに、交通事故被害者等の要望や心情に配意した適切な対応がなされるよう交通捜査員等に対する研修を実施した。

○　交通死亡事故防止に資する「トワイライト48(フォーティーエイト)作戦」の実施

・　令和４年11月14日から12月31日までの48日間、交通事故死者を48人以下に抑えることを目的とした「トワイライト48作戦」を展開し、県警本部と警察署が連携して交通指導取締り、街頭活動を強化した。（令和４年中の交通事故死者数：47人（前年比－２人））

重点推進事項４　運転者施策の推進

【取組結果】

○　運転者教育の推進

・　更新時講習、初心運転者講習、停止処分者講習、高齢者講習等の運転者に対する講習において、交通事故分析結果等を取り入れるなど、運転者の安全運転意識の高揚、安全運転に関する知識の習得や運転技能等の向上を目的とした運転者教育の充実に努めた。

（講習等の受講者数）

・　更新時講習　　210,723人（前年比－5,393人）
・　取消処分者講習　　428人（前年比－33人）
・　停止処分者講習　　1,520人（前年比－305人）
・　初心運転者講習　　165人（前年比＋16人）
・　違反者講習　　628人（前年比－152人）

・　高齢者講習　　53,692人（前年比－1,257人）
・　認知機能検査受検　39,545人（前年比＋661人）

○　悪質・危険な運転者の排除

・　違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対する仮（準仮）停止制度を積極的に運用し、悪質、危険運転者を早期に排除するとともに、一定の病気等の疑いがある運転者に対する臨時適性検査を積極的に実施した。

（制度等運用状況）

・　取消、拒否　　438件（前年比－57件）
・　停止、保留　　1,878件（前年比－316件）
・　仮停止　　27件（前年比＋20件）、準仮停止　７件（前年比±０件）
・　一定の病気等の疑いがある運転者に対する臨時適性検査　７件（前年比＋２件）

○　高齢運転者支援の更なる充実

・　安全運転相談ダイヤル「＃8080（シャープハレバレ）」を活用し、運転に不安を持つ方やその家族等からの相談に対応した。

（相談等対応状況）

・　安全運転相談の受理　　2,860件（前年比＋11件）
・　65歳以上の高齢者の自主返納　6,026件（前年比－297件）

○　運転技能検査の開始

・　改正道路交通法の施行により、75歳以上の高齢運転者が運転免許証の更新をする際、一定の違反歴がある方を対象に運転技能検査を実施した。

（制度運用状況）

・　運転技能検査受検者　　818名
・　運転技能検査合格者　第１種免許所持者　718名
　　第２種免許所持者　52名

重点目標５　大規模災害対策の推進とテロの未然防止

【総評】

大規模災害対策として、現場を想定した訓練の恒常的な実施のほか関係機関と緊密に連携して対処能力の向上に努め、令和４年３月に発生した県内最大震度６強の地震をはじめ、各種災害が発生した際、迅速に有事即応体制を確立し、対処した。

また、復興治安対策として、３町村の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されるなどの情勢の変化に即した活動を推進し、被災地域の安全と安心の確保に努めた。

さらに、テロの未然防止については、国際テロ情勢を踏まえた情報収集や重要施設の管理者等と連携し官民一体となった取組を推進するとともに、重要施設の警戒警備を徹底し、県内におけるテロ等の違法行為の未然防止に努めた。

このほか、警衛警護室を新設し、警衛警護の体制を強化するとともに、関係部門との緊密な連携、対処能力向上のための訓練を実施するなど、情勢に応じた的確な警備実施を推進した。

重点推進事項１　大規模災害対策等の推進

【取組結果】

○　東日本大震災と原発事故後の復興・再生等に伴う治安等対策の推進

・　被災地域の治安事象に県警察が一丸となって対応するため、「復興治安総合対策本部会議」を開催し、県本部各部が情報共有及び意思統一をして、情勢の変化に即した先制的な諸対策を実施した。（開催数：４回）

・　各種復興関連事業の受注業者等における暴力団排除、作業員の法令遵守、マナー向上等のため、環境省と連携し特別講話会を開催した。（開催数：４回）

・　葛尾村、大熊町及び双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、双葉署員、災害対策課特別警ら隊員によるパトロールを継続して実施した。

・　年間を通じて、被災地域の避難家屋等を個別に訪問し警戒するウルトラパトロールを実施した。（実施数：約３万回）

・　沿岸部の各警察署では、復旧・復興工事等による地形の変化や気象条件の影響を考慮の上、日常的な警ら活動を通じて行方不明者捜索を実施した。（実施数：1,318回）

○　災害対策の推進

・　気象警報の発表や地震の発生に伴い、迅速に災害警備本部や災害警備対策室を設置し、関係所属からの情報収集、機器を活用した画像情報収集により、適切に災害対策を推進した。（災害警備本部設置：２回、災害警備対策室設置：38回）

・　災害対処能力の向上のため、警察署員を対象とした水難救助訓練、広域緊急援助隊員を対象とした土砂災害対処訓練等を実施したほか、警察庁指定広域技能指導官を招聘（へい）し、実戦的かつ効果的な救出救助訓練を実施した。

・　POLICEメールふくしまを活用し災害に対する備え等の情報を発信したほか、県警ホームページを活用し外国人に配慮した防災関連情報の提供等を実施した。

○　自治体等の関係機関との緊密な連携
- 県や関係機関が主催する災害対策関係会議へ参加し、各機関の役割を確認するとともに、災害の発生に備えて連絡体制を構築した。（参加数：24回）
- 県や関係機関と連携し、福島県地域防災計画の見直し、改善を行った。
- 災害に関する知識の習得、相互の連携、技術向上を図るため、県や関係機関が主催する防災訓練に参加した。（他機関主催訓練参加数：８回）
- 災害警備本部等設置時には、迅速に自治体へ連絡員を派遣し、被害情報の提供及び共有を行うなど、緊密に連携して対処した。

○　装備資機材の点検・整備と教養・訓練の実施
- 災害発生時に備え、雪害用装備資機材等を新たに整備した。
- 機動隊や警備隊、各警察署において、装備資機材の習熟訓練を恒常的に実施した。

○　感染症対策の推進
- 県や関係課と連携し、感染防止対策について意思統一するとともに、職員の感染防止対策についてタイムリーに執務資料を発出した。
- 県や自治体が主催する鳥インフルエンザや豚熱等の感染拡大防止に向けた会議に出席したほか、自治体からの協力要請に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫措置に対する支援を実施した。

重点推進事項２	**テロ対策の推進**

【取組結果】

○　国際テロ対策の推進
- 国際テロリスト、その支援者等に関する情報について、インターネット等を活用して幅広く情報の収集・分析を行うとともに、ラジオ放送や県警ホームページ等を通じて広く県民への周知及び協力依頼を実施した。
- 法務省出入国在留管理庁との合同摘発や税関・海上保安庁との合同臨検を実施した。
- 外国人留学生や技能実習生を受け入れている学校や企業等を訪問し、防犯や交通事故防止の指導をはじめ、日常生活での困りごと相談等に対応した。（対応数：59か所、78回）

○　官民一体となったテロ対策の推進
- テロの未然防止等を目的として組織した「テロ対策パートナーシップ福島」等の構成員に対する情報共有を行ったほか、合同でのテロ対策訓練を実施した。
- 化学物質等の販売事業者に対し、販売記録の適切な作成・保管、本人確認に係る指導の徹底及び不審者来訪時における警察への通報等を依頼した。
- 教育委員会や学校等の管理者に対し、化学物質の保管・管理の徹底及び不審者発見時における警察への通報等を依頼した。
- 旅館業者（いわゆる民泊業者を含む）、レンタカー業者、不動産業者、インターネットカフェ事業者等に対する管理者対策を推進し、不審者来訪時における警察への通報を依頼した。
- 空港管理者をはじめとした関係機関との情報共有を行うとともに、関係機関合同によるハイジャック訓練等を実施した。
- 核燃料物質、核原料物質、放射性物質、生物剤及び化学剤を取扱う事業者の管理

者等に対して、保管・管理に関する指導等を実施した。

○　テロの温床となる不法滞在等関連事犯の取締り

・　警察署単位で組織している「外国人雇用者等連絡協議会」加盟企業に対して、不法入国、不法滞在等関連事犯に関する情報収集を実施した。

・　法務省出入国在留管理庁との合同摘発や税関・海上保安庁との合同臨検を実施した。

・　県本部組織犯罪対策課や生活環境課等と連携して外国人稼働店舗等の立入り31件を実施し、出入国管理及び難民認定法違反（不法残留等）で15件８人を検挙した。

○　極左暴力集団、右翼等によるテロの未然防止

・　極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するため、関連情報の収集に努めた。

・　右翼に対する情報収集活動を推進し、違法行為の未然防止に努めた。

○　重要施設等に対する警戒警備の徹底

・　重要施設に対する現状を的確に把握し、施設管理者等と連携して警戒警備を実施した。

○　原子力発電所に対する警戒警備の強化

・　事業者と連携し、原子力発電所の警戒警備を実施した。

・　施設の実情に応じて警戒方法を見直すなど、適切な警備計画と柔軟な部隊運用による警戒警備を実施した。

・　警察庁及び原子力規制庁による核物質防護検査等に伴い、事業者との連携状況を再確認したほか、事業者と合同による事案対処訓練を実施した。

重点推進事項３	**情勢に応じた的確な警備実施**

【取組結果】

○　警備実施の基本の徹底

・　警備実施が必要となる事案を認知した段階から、関係部門が情報共有を行いながら対応を検討するなど、緊密な連携により対応した。

・　機動隊及び管区機動隊による合同警備訓練のほか、両隊による第二機動隊（警察署員により編成）の対処能力向上を目的とした訓練指導を実施した。

○　情勢に応じた的確な警衛・警護警備の実施

・　令和４年10月、県本部警備課内に警衛警護室を新設し、警衛警護の体制を強化した。

・　新たな警護要則に基づき、警察庁への警護計画案の報告をはじめとする事前措置を確実に実施したほか、警察署に対する体系的な研修、訓練を実施した。

○　情勢に応じた的確な治安警備の実施

・　適切な部隊編成を行うとともに、柔軟な部隊運用により違法行為の未然防止に努めた。

・　現場環境に応じて各部隊が緊密に連携し、的確な規制等を行った。

○　各種警備実施を見据えた航空機運用の確立と体制の強化

・　警察用航空機により、令和４年５月の茨城県沖地震及び同年10月の福島県沖地震に伴い出動したほか、内閣総理大臣来県に伴う出動等各種警備実施に伴う情報収集及び警戒活動を実施した。

・　警察用航空機の非稼働期間における相互支援として、山形県下における大規模警

備実施に応援派遣し、警戒活動等を支援した。

・　大規模災害等に対する即応体制の充実、強化のため、近接県等と連携した広域飛行訓練を実施するとともに、福島県防災訓練や東北管区広域緊急援助隊訓練に参加した。

重点目標６　サイバー空間の脅威への的確な対処

【総評】

詐欺や不正アクセス禁止法違反等のサイバー犯罪を検挙し、その手口や目的等犯行実態の解明を進めるとともに、関係機関等に対する積極的な情報提供や注意喚起のほか、サイバー防犯ボランティアによる広報啓発活動等を通じ、サイバー犯罪の被害防止対策を推進した。

また、重要インフラ事業者や先端技術を有する事業者等を個別訪問し、サイバー空間における脅威情報等の共有、サイバーセキュリティに係る講演を実施するなど、連携を強化したほか、具体的事案を想定した共同対処訓練を実施し、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めた。

このほか、必要な知識及び技能の習得を目的として捜査員を各種研修に積極的に参加させたほか、東北管区警察局福島県情報通信部門と連携して各種端末の解析方法等に関する実践的な研修を実施するなど、サイバー空間の脅威に的確に対処できる人材育成を推進した。

重点推進事項１　サイバー犯罪の取締りと被害防止対策の推進

【取組結果】

○　サイバー犯罪の取締り・実態解明の推進

・　詐欺罪、犯罪収益移転防止法違反、児童買春・児童ポルノ法違反、不正アクセス禁止法違反、組織的に敢行された不正競争防止法違反等により191件、166人を検挙し、その手口や目的等、犯行実態の解明に努めた。

○　適正捜査の推進

・　サイバー犯罪は匿名性が高く、「なりすまし」による犯行の可能性もあり、全国では過去に誤認逮捕事案も発生していることから、捜査員を対象にサイバー犯罪捜査技能指導官による研修等を実施したほか、各種事件の捜査に当たっては証拠物件の綿密な解析や供述の吟味を徹底するなど、事実認定を適切に行った。

○　違法・有害情報対策の推進

・　インターネット・ホットラインセンターからの通報により認知した違法情報について、全国協働捜査方式を活用した効果的な捜査により、わいせつ図画公然陳列罪で１件１名を検挙した。

・　一般の方やインターネット・ホットラインセンターからの通報、サイバーパトロール等により認知した違法・有害情報について、プロバイダ等に対する削除依頼により、３件の情報が削除された。

・　一般の方からの通報やサイバーパトロール等により認知した海外サーバの悪質サイト（クレジットカード情報や各種認証情報を詐取するフィッシングサイト等）335件について、閲覧防止措置のため、警察庁を通じてプロバイダ等へ情報提供を実施した。

○　広報啓発活動の推進
・　サイバー犯罪等の被害防止のため、県内のコンピュータ・ネットワーク関連企業等を中心に組織する「県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会」等関係機関に対する情報提供や注意喚起を実施したほか、POLICEメールふくしまや県警ホームページ、Twitter等を活用した広報活動を実施した。
・　警察と連携しサイバー空間の浄化活動を推進するサイバー防犯ボランティアとして、福島大学、会津大学、日本大学工学部、医療創生大学、桜の聖母短期大学、国際情報工科自動車大学校（wiz)、福島工業高等専門学校、二本松工業高校の学生に委嘱した。(委嘱数：81人)
・　サイバー防犯ボランティア育成のための研修会を開催したほか、サイバー犯罪の解説や県内の活動事例を紹介する資料を定期発行するなど、ボランティア活動を支援した。(資料発行回数：12回)
○　相談への適切な対応
・　オンラインによる研修や執務資料を発出し、サイバー犯罪関連相談を受理する際に必要となる知識や対応方法等を職員に周知した。
・　サイバー犯罪関連の警察安全相談やサイバー犯罪専用相談窓口のメールアドレスに送信された相談メールに対して、被害防止等に関する助言や指導を行った。(サイバー関連相談受理件数：5,024件、うち専用相談窓口受理件数：276件)
○　官民連携による被害防止対策の推進
・　サイバーセキュリティ分野における協力について覚書を締結する会津大学とサイバーセキュリティに関する情報交換等を行ったほか、サイバー犯罪対策アドバイザーとして委嘱した同大学教授による企業向けサイバーセキュリティセミナーを実施した。
・　県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会会員に対し、国内外の脅威情報等に関する資料を発出し、情報を共有した。(資料発行数：12回)

重点推進事項２	**サイバー攻撃の実態解明と被害の未然防止等の推進**

【取組結果】
○　捜査活動と実態解明の推進
・　情報収集用端末等を活用し、サイバー攻撃情勢等の情報収集と分析を継続的に行った。
・　生活安全部門、警備部門及び情報通信部門が連携し、初動態勢を確立するとともに、積極的な情報共有により実態解明を推進した。
○　官民連携の推進
・　重要インフラ事業者や先端技術を有する事業所等を個別訪問し、被害防止に資する情報共有等を行って連携を強化するとともに、サイバー攻撃への対処能力向上を図るため事業者と共同対処訓練を実施した。
・　自治体、商工団体等と連携して構築した「ふくしま技術情報等不正流出防止ネットワーク」（通称「ふくしまPITネット」）の加盟団体拡充に努めるとともに、同ネットワークを活用し重要防護施設を含む商工団体の傘下企業、研究機関等に対して、技術情報等の流出防止、経済安全保障・サイバー攻撃に関する情報提供のほか、広報紙による注意喚起を実施した。(広報紙発行回数：６回)。

・　重要インフラ事業者等に対して、サイバーセキュリティに関する講演を実施した。（講演数：３回）
・　捜査員の能力向上を図るため、民間の有識者を招聘し、サイバーセキュリティ講演会を開催した。

重点推進事項３	サイバー空間における脅威に対処できる人材育成の推進

【取組結果】
○　組織的な対処能力の向上
・　全職員を対象としてサイバー犯罪等対処能力検定を実施した。（検定取得率98.7%）
・　情報処理に関する専門的知識・技能を活かし、サイバー犯罪の捜査業務を行う警察官を採用するため、サイバー犯罪捜査官選考試験を実施した。
・　警察官を対象として、サイバー犯罪事件捜査を想定した実践的な問題に取り組むサイバー犯罪等対処技能競技大会を開催した。
・　サイバーセキュリティに関する最新の情報や捜査技術の習得のため、警察官を対象にサイバー犯罪捜査技能指導官及びサイバーセキュリティの専門家による研修を実施した。
・　専門的な知識・技能を有する捜査員を育成するため、警察大学校や情報セキュリティ専門の企業における高度な研修に職員延べ31人を派遣した。
・　各部門の中核となる捜査官を養成するため「高度サイバー捜査官養成研修制度」による実践的な研修を継続実施した。
・　東北管区警察局福島県情報通信部門との連携を強化し、解析用機器を用いた各種端末の解析方法等の研修を実施した。

重点目標７　県民のための強く、やさしく、開かれた組織づくり

【総評】

優秀な人材を確保するため、あらゆる機会を通じて職員の募集活動を展開するとともに、実際の現場で発生する可能性が高い事案を想定した実践的な訓練や研修を計画的に実施するなど、幹部職員の指揮能力向上と若手警察官の戦力化に努めた。また、被災地域の情勢に応じた組織運営のほか、セキュリティ対策を講じつつ警察業務のデジタル化を進めるとともに男性職員の育児参加をはじめとした働き方改革への取組を推進し、職員が能力を最大限に発揮することができる職場環境の整備に努めた。

さらに、被害者支援センターをはじめとする民間団体と連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援活動を実施したほか、相談については、担当者向けの研修会を実施するとともに、内容に応じて必要な措置を講じるなど適切に対応した。

このほか、事件事故や犯罪情勢等、県民の安全・安心の確保に効果的な情報を積極的に発信するとともに、各種広報媒体を活用し、適時の広報を行った。

重点推進事項１　警察活動の基盤強化

【取組結果】

○　優秀な人材の採用に向けた募集活動等の積極的推進

・　本部警務課において警察官採用候補者試験受験者募集目標を所属ごとに示し、募集活動の進捗管理を行ったほか、募集活動実績優良職員等に対し表彰を行った。

・　各所属において採用募集体制を構築し、窓口業務、巡回連絡等の警察活動を通じた広報のほか、職員個々の人脈を活用した募集活動を推進したものの、試験全体で申込者721人（前年比－80人）、受験者573人（前年比－82人）と前年度に比べて減少した。

・　警察業務に対する興味と理解を深める機会として、県本部及び３方部（郡山、会津、いわき）において体験型業務説明会を開催し、鑑識活動、サイバー犯罪捜査等の職業体験を行った。（参加数：128人）

・　県警ホームページ、POLICEメールふくしま、Twitter、YouTube等を活用した情報発信のほか、オンライン型の募集説明会等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配意した募集活動を実施した。（POLICEメールふくしま・Twitter発信数：56回、YouTube「福島県警察公式チャンネル」掲載動画数：１本、オンライン型説明会実施数：21回、対面型説明会実施数：16回）

○　採用時教養の充実

・　新規採用の警察官に対して、基礎的知識及び技能を修得させるため、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練のほか、過去の事例を踏まえ、逮捕術、柔道、剣道等の術科訓練、装備品を活用した対処法の訓練等を実施した。

○　幹部の指揮能力の向上と若手警察官の戦力化の推進

・　多様化、複雑化する警察事象に対応するため、現場執行力の強化に向けた実戦的

総合訓練（一連の警察活動をロールプレイング方式により実施する訓練）を実施した。（実施回数：145回）

・　新型コロナウイルス感染症拡大防止に配意し、技能指導官による専門的技能・知識の伝承のほか、職員の資質・実務能力向上に効果的な研修をオンライン形式で実施した。（実施回数：９回、21講座）

・　各階級において必要な知識等を習得させるため、各級幹部への昇任が予定される職員を対象とした研修を実施した。（実施回数：６回）

・　警察職員に求められる誇りと使命感を高めるため、職務倫理及び警察改革の精神の徹底等に関する教養を定期的に実施した。（実施回数：11回）

○　実戦に即した恒常的な術科訓練等による執行力の強化

・　警察官の現場執行力の向上のため、勤務環境や職種に応じて実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した訓練を実施した。（交番・駐在所等に対する巡回指導：34回、県本部職員対象の術科訓練：22回、女性警察官対象の術科研修：１回）

・　各所属の担当者に対して、過去の事例を踏まえた逮捕術、柔道、剣道等の術科訓練、装備品を活用した現場における対処法に関する研修を実施した。

・　警察官に必要な車両運転の知識と技能を向上させるため、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等において運転訓練を実施した。（実施回数：８回）

○　今後の社会変化に適応する警察運営の合理化・効率化の推進

・　職員からの業務改善提案を随時受け付け、効果的な提案については積極的に採用するなど、効率的な業務運営を推進した。（受付数：26件、採用：10件）

・　行政手続法に基づく審査基準等の公表方法を簿冊の備付けから県警察ホームページへの掲載に変更し、県民の利便性を向上した。

・　県警察のデジタル化施策を計画的に推進するため、中長期的に講ずべき具体的取組方針を福島県警察デジタル化推進基本方針として策定した。

・　作業の自動化を行うツールであるRPAとAI-OCRを５業務に適用し、作業量の削減効果等を検証した。

・　業務の合理化・効率化や文書管理の更なる適正化のため、行政文書に係る電子決裁の本運用に向けた段階的な試行を実施し、導入に当たっての課題等を確認した。

・　在宅勤務等による感染症対策や効果的なモバイル勤務を実現するため、モバイルネットワーク接続機器を10式整備し、運用を開始した。

・　県警察ホームページ等からの情報流出を防止するため、PDFファイル等のメタデータ削除ツールを独自開発し、運用を開始したほか、県警察のサーバ等に対するサイバー攻撃対策として、ログ分析、電子メール対策、脆弱性対策等を実施した。

・　情報セキュリティに関する職員の知識と意識の向上を目的に、各署研修会及び標的型メール対応訓練を実施した。

・　予算編成においては、国や県の動向、社会の情勢等を踏まえ、費用対効果を重視した緻密な事業検討を行い、デジタル化推進やなりすまし詐欺被害防止対策等、真に必要な事業経費の確保に努めた。

・　令和４年３月発生の福島県沖の地震で被災した警察施設の修繕等、警察活動上緊急に予算措置すべき事象に対処するための補正予算を確保した。

○　職務執行を支える取組の推進

・　警察署や交番・駐在所等の警察施設について、治安や災害対策の拠点としての機

能を十分に発揮するための計画的な改修等を内容とした「福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を策定し、同計画に沿った工事、修繕等を行った。
・　各種法令等に対応した資機材の整備やリース製品を有効活用するなど、装備品を整備した。
・　全所属（県本部35所属、22警察署）に対して会計監査を実施し、会計事務の検証及び指導を行った。
・　適正な会計事務を推進するため、幹部職員等を対象としたオンライン会議をはじめ、各所属に対する事務指導を行うとともに、全職員向けの執務資料を発出した。
・　全所属に対して物品検査を実施し、各種簿冊の整理・保管状況を検証するとともに、現物を確認し、物品の有効活用、不用物品の適正な廃棄等について指導した。

○　復興治安を支えるための組織整備の充実
・　双葉郡富岡町における特定復興再生拠点区域の立入規制緩和に伴い、警戒体制を強化するため、夜の森駐在所をパトロール活動の拠点として運用を開始した。
・　双葉郡双葉町における特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、住民等の安全安心を確保するため、双葉駐在所に警察官を居住させて運用を再開した。
・　令和４年度は、17道府県警察及び皇宮警察から特別出向した41人の警察官について、災害対策課特別警ら隊へ集約して配置し、被災地域の避難家屋等を個別に訪問し警戒するウルトラパトロール等の活動を行った。

○　ワークライフバランス等の推進
・　県警察の特定事業主行動計画である「福島県警察ワークライフバランス等推進のための行動計画」に基づき、職員のワークライフバランス及び女性職員の活躍推進のための取組を推進した。
・　子供が生まれた男性職員を対象とした休暇休業について、対象職員の申告に基づき上司へ通知がなされるシステムを活用し、面談により具体的な取得計画を立てるなどの取組を推進し、男性職員の積極的な育児参加に努めた。
・　年次有給休暇の取得について、連続的な休暇取得や１か月に１日以上の年次有給休暇を取得する月一年休の奨励等に取り組んだ。（平均取得日数：14.0日）
・　子育てや介護等の事情を抱える職員向けの支援制度に関する資料を庁内システムへ掲載したほか、全職員向けの執務資料を発出し制度の周知と理解促進に努めた。
・　育児休業中の職員が抱える不安を解消し、スムーズな職場復帰を支援するための研修について、希望者への資料配布による書面開催で実施した。（配布数:33人）
・　幹部職員は、年次有給休暇の取得や男性職員の育児参画をはじめとしたワークライフバランス等に資する取組についての目標を掲げることとし、人事評価を実施した。

○　総合的な健康管理対策の推進
・　疾病等の早期発見・治療に資するため、全職員に健康診断を確実に受診させるとともに、精密検査を要する職員については２次検診の受診を徹底させた。
・　生活習慣病等による健康リスクを低減するため、保健技師が各警察署を巡回し、保健指導を実施した。
・　長時間勤務による健康障害の未然防止対策として、一定の長時間勤務を行った職員に対し、医師による面接指導を実施した。
・　職員のメンタルヘルス不全予防及び発症時の適切な対応について理解を促進するため、各所属の幹部職員を対象としたメンタルヘルスセミナーを開催した。

○　新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- 職員に対し、日々の体調管理、マスク着用、手指消毒及び３密防止等の感染予防対策の徹底について指示したほか、新型コロナワクチンの職域追加接種を実施した。
- 在宅勤務、時差出勤等の新型コロナウイルス感染症拡大防止にも有効である各種勤務制度を活用した柔軟な働き方を推進した。
- 留置施設において、被留置者のマスク使用、手指消毒、日々の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある者については速やかに検査を実施するとともに、緊急時開場施設へ移送するなど、感染の拡大防止措置を実施した。

○　高い規律と士気を有する職場環境の確立
- 職員の非違事案未然防止のほか、身上情報を組織的に把握し、継続的な指導と情報共有を徹底するため、職務倫理に関する研修や非違事案の発生リスクが高い領域に重点を置いた厳正な監察を実施した。
- 実績や功労に基づく適切な表彰に取り組み、職員の士気高揚に努めた。（表彰総数：1,127件、うち個人952件、部署175件）

重点推進事項２	犯罪被害者等の心情に寄り添う活動の推進

【取組結果】

○　被害者等の心情を理解したきめ細かな被害者支援の推進
- 迅速な被害者支援体制確立のため、各所属に被害者支援要員（442人）を指定するとともに、神奈川県警察犯罪被害者支援室長による大規模事案発生時支援についての講演等を含めた研修を実施した。
- 犯罪被害者等早期援助団体である「ふくしま被害者支援センター」、性暴力等被害救援協力機関「ＳＡＣＲＡ（さくら）ふくしま」をはじめとした関係機関等と連携して支援を行った。
- 被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、診断書や一部医療費の公費負担、部内カウンセラーによるカウンセリング等を実施した。

○　社会全体で被害者等を支援する気運の醸成
- 地域社会全体で被害者等を支える気運を醸成するため、ふくしま被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、「被害者に優しいふくしまの風運動」として、講演等の事業を行った。
- 被害者に優しい人づくり事業として、犯罪・交通事故の被害者遺族等による講演を行う「命の大切さを学ぶ授業」を実施した。（実施数：中学校14校、1,936人、高等学校６校、2,199人）
- 被害者に優しい地域づくり事業として、被害者遺族等の手記の朗読や被害者支援施策の紹介をする出前型ミニ講座を実施した。（実施数：341回、20,925人）
- ふくしま被害者支援センター、県、県警察の共催による「支援の輪を広げるつどい」について、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら開催し、同つどいの状況をYouTubeで公開するなど、広報啓発活動を実施した。（来場数：約170人）

○　相談への適切な対応
- 相談内容に応じて、関係所属や関係機関等と連携し必要な措置を講じるなど、迅速かつ適切に対応した。（相談受理件数：51,284件）

・　関係機関・団体で構成する「福島相談窓口業務連絡会」（通称「そうだんネット福島」）により開催される会議において情報を共有するなど、関係機関等との連携強化に努めた。
・　職員の対応能力向上のため、相談担当者を対象とした研修を実施するとともに、全職員向けの執務資料を発出した。

重点推進事項３	透明性のある警察行政の確保

【取組結果】
○　県民の安全・安心に資する効果的な広報の推進
・　県民の犯罪被害防止、交通事故防止等に向け、重大事件・事故や予兆事案を速やかに広報した。（広報件数：4,329件）
・　犯罪被害防止に必要な情報や各種警察活動等を新聞、テレビ、ラジオ、広報紙のほか、県警ホームページやYouTube等を活用し、積極的に発信した。（YouTube「福島県警察公式チャンネル」掲載動画数：86本）
・　各種行事等へ県警音楽隊を積極的に派遣し、犯罪被害防止や交通事故防止の広報を行った。（派遣数：49回）
・　警察本部庁舎の見学について、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら対応した。（対応数：45団体、655人）
○　情報公開・個人情報保護制度への適切な対応
・　県警察の施策に関する訓令、通達等の規程について、警察行政の透明性を確保するため県警ホームページに掲載し、公表した。（掲載数：517件）
・　福島県警察情報センター閲覧コーナーに行政資料を備え、積極的に情報提供した。（設置数：562件）
○　適正な警察業務の確保
・　職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の内容や傾向を踏まえて個別の指導や全職員向けの執務資料を発出するなど、苦情を活用した業務改善に努めた。（苦情総数：17件、うち公安委員会宛９件、県警察宛８件）
・　留置施設における業務上の問題点の抽出や業務実態を把握するための実地監査を行うとともに、適正な留置管理業務を推進するため、各留置施設を訪問して指導・助言する指導巡視を行った。（実地監査数：14施設、指導巡視数：53回）
・　留置業務に従事する職員の能力向上と留置管理体制の強化のため、新任担当者等を対象とした研修や技能指導官を警察署へ派遣する出前型の研修を実施したほか、全職員向けの執務資料を発出した。
・　留置施設における事故や不適正事案を防止するため、検察庁等関係機関に対し、被留置者の拘置所等刑事施設への早期移送を働き掛けた。
・　適正な取調べを徹底するため、各警察署を巡回して取調べ状況を確認した。（巡回数：137回）
・　適正に捜査を行うため、各警察署の若手捜査員を対象とした研修を実施したほか、事例に基づく執務資料を発出した。